

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号

名古屋鉄道株式会社

代表取締役社長 木下栄一郎 様

鉄道事業本部長 川口興二郎 様

東京都足立区

半澤一宣（印）

暴力事件に関する被害届と質問状

2006年12月27日

私は先日、貴社名古屋本線神宮前駅のホーム上で、喫煙を止めるよう注意した相手の男性から暴力行為を受けました。このとき、私が呼んできた駅員は暴力行為を目撃していただき、と繰り返し頼んでも呼んでくれず、しかも犯人が電車に乗って逃亡したときも列車の抑止手配を取るなど犯人の身柄確保に全く協力してくれず、その結果犯人に逃げられてしまったという被害を受けました。これについて被害を届け出ると共に、貴社の見解を伺いたく存じますので、折り返し御教示くださいますようお願い申し上げます。

事件の状況と、警察への被害の届出まで

私は、2006年12月22日午前8時20分ごろ、神宮前駅上りホームの金山駅寄りの階段を下りたところにあるベンチに座っていた男性が喫煙しているのを見かけました。

私は、喫煙していた男性に「まわりに迷惑です。止めてください」と言いました。しかし、男性は「うるせえ」と言い、喫煙を止めませんでした。

私は、ホームの豊橋駅寄りには駅員（金山幹事区所属・氏。フルネームは失念）に「注意してもたばこを止めない人がいます」と通報し、氏に現場まで来てもらいました。すると、男性は既に喫煙を終え、階段の横（4番線側）を歩いていました。

私が氏に「この人です」と告げたところ、男性は「何で駅員を呼ぶんだよ。てめえに関係あんのかよ。どこに住んでんだよ。仕返しに行くぞ、この野郎」と言いながら私の胸や肩を数回小突きました。

私は、氏に「今この人が暴力を振るつたのを見ていましたよ。警察を呼んでください」と頼みました。しかし、氏は無言で私たちの横に立っていたままで、警察や他の駅員に連絡することも、暴行を制止することもしてくれませんでした。

私が犯人と言いつ争っているうち、3番線に同駅8時26分発普通河和行き第6864C列車（700系4両編成）が到着しました。犯人は、一番後ろの車両の前側の乗降口へ車掌室のすぐ後ろからこの電車に乗り込みました。私は、犯人を力づくで電車から降ろそうとすると今度こそ本当に殴られかねないと思ひ、そこまではできませんでした。一方、氏も、犯人が乗り込んだ列車を抑止する手配を取ろうとはしませんでした。それで私は仕方なく、第6864C列車の車掌（氏名不詳）に、犯人を指差して「この人、私に暴力を振るいました。この人が降りた駅で、警察に引き渡してください」と叫びました。しかし、車掌は私に返事をせず無言でドアを閉め、列車を発車させました。

第6864C列車が発車した後で、私は氏に「どうして警察を呼んでくれなかったのですか？」と抗議しました。氏は「私が来たときには（犯人は）もうたばこを吸っていないかったですから、注意することはできませんのです」としか言いませんでした。

私は、氏に駅事務室へ案内され、当務駅長らしい金山幹事区所属の二宮氏（フルネーム失念）に引き合わされました。二宮氏は、氏の対応方について陳謝し、警察に被害届を出したいと申し出た私を駅前の熱田警察署神宮前交番に案内して駅に戻りました。

私は、警察官から「犯人が逃げないうちに警察を呼んでくれればよかったです」と言われ、警察を呼んでください」と3回くらい頼んだのに、駅員は何もしてくれなかったのです」と説明すると、警察官はそれ以上のことは言いませんでした。なお、警察は被害届を受理したことから、胸や肩を小突いた行為を暴行として認めたとを意味しています。

被害届を出したいと申し出た私を駅前の熱田警察署神宮前交番に案内して駅に戻りました。

私は、警察官から「犯人が逃げないうちに警察を呼んでくれればよかったです」と言われ、警察を呼んでください」と3回くらい頼んだのに、駅員は何もしてくれなかったのです」と説明すると、警察官はそれ以上のことは言いませんでした。なお、警察は被害届を受理したことから、胸や肩を小突いた行為を暴行として認めたとを意味しています。

犯人の特徴

身長 165〜170cmくらい

年齢 20代後半〜30代後半くらい

体格 大柄で肥満（体重は120〜130kgくらいあるのではないかと推定）

顔の形など 丸顔、やや日焼けした感じの色

髪形 丸刈又はスポーツ刈（全体に短い）

服装 白の上下のつなぎ服（自動車修理工など機械を取り扱う職業か。しかし、つなぎ服はきれいで洗濯をしているにしても）

機械油のシミなどが全くなかったため、機械油などで余り汚れない職種である可能性が高いと考えられます（所持品無し（手ぶら））

* 平日の朝に作業服姿で常滑線の普通電車に乗って逃げたことから、犯人は常滑線沿線の、しかも急行などが停まらない駅の近くに所在する、機械工場に勤務する者である可能性が高いと考えられます。

氏の対応方の問題点

相当以前から全面禁煙であることが周知されている駅構内での喫煙が、鉄道営業法第34条1号が罰則を定める「停車場其ノ他鉄道地内喫煙禁止ノ場所及喫煙禁止ノ車内ニ於テ吸煙シタルトキ」に該当することは明らかです。これは同時に、同法第42条2号の定めにより、乗車拒否（鉄道施設外への退去強制）の対象とされるべきものでもありません。また、犯人が私に對して取つた行動が、脅迫及び暴行であることもまた明らかです。内にもかかわらず、氏は、貴社鉄道施設の目の前で利用者に脅迫及び暴行という危害を加えたのを現認していながら、利用者を危害から守るための行動を何一つ取りませんでした。氏のこのような不作為が、利用者とその目的地まで安全に送り届けるという、交通事業者への従業員として当然の責務を怠つたものであることは明らかです。

また、氏が犯人の逃亡を見逃したことは、犯人が自らの迷惑喫煙を暴力によつて正当化するのを、氏ひいては貴社が許してしまつたことを意味します。これは、貴社がこの犯人に、将来同じ迷惑行為を繰り返す動機付けをしてしまつたことになります。

更に言えば、氏の不作為は、貴社線の利用者の多くに「迷惑行為（者）」にうつかり注意したら、どんな仕返しをされるかわからないし、乗客の身に何かあつても駅員や車掌は助けにくれない」という恐怖感や不信感により強く植付け、迷惑行為に見て見ぬふりをする人を増やすことによつて、公共の秩序と治安の更なる悪化を招くという、悪しき社会風潮を拡大再生産させてしまいました。それは、国民が身の安全の確保を理由に公共交通機関の利用を忌避しマイカー利用を増やす、すなわち地球環境問題などを背景とした「モーターシフト」の必要性に逆行する国民行動を誘発することにはさえつながらるものです。以上のことから、氏の不作為には、暴行犯の逃亡をほう助した犯人隠避の疑いと、「鉄道係員職務取扱中旅客若八公衆ニ対シ失行アリタルトキ」「鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又八職務ヲ怠リ旅客若八公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキ」の刑事罰を

定めた、鉄道営業法第24条及び第25条に違反する疑いがあります。

また、第6864C列車の車掌についても

氏と同じ罪がある疑いがあります。

鉄道従業員である氏は、今回の事件によつて、自ら鉄道という公共施設の秩序と治安の悪化を拡大再生産させてしまったわけであり、その責任は極めて重大です。

私は、近年国内各地の鉄道で迷惑行為に起因した暴力事件が多発している状況に鑑み、多くの鉄道従業員への警鐘とするためにも、鉄道施設内の秩序と治安を保ち、もつて利用者の（運転上のそれだけでなく治安上のそれを含めた）安全を守るべき、鉄道従業員として当然の責務の怠慢に対しては、厳しく責任を問うべきであると考えます。

右に記した事実経過及び問題点を踏まえ、左の質問に御回答願います。

1. 貴社は、氏及び第6864C列車車掌の行動について、法令及び貴社の内部規程、並びに利用者に危害を及ぼした社会的・道義的な問題に照らし、どのような責任があるとお考えですか、それとも何も責任がないとお考えですか。前者であれば両名の処分をどのようにするか、また後者であ

ればその理由を、御教示願います。

2. 貴社は、本件被害の発生を通して、鉄道を引き起こしたことにより、国民とくに貴社

鉄道線沿線の住民における鉄道への信頼を損なう結果を招きました。この点を踏まえ、貴社は、氏及び第6864C列車

車掌の上司、並びに貴社経営陣の責任の所在や処分の必要性について、どのように認識しておられるのかを、御教示願います。

3. 貴社は、本件暴行事件が発生した事実、及び右に記した2項目の責任問題、並びに関係者の処分や再発防止策などについて、いつまでにどのような形で公表するか、それとも公表しないかを、後者であればその理由を含めて御教示願います。

右に記した3項目につきまして、2007年1月20日まで必着にて、書面で御回答くだ

さいますようお願い申し上げます。なお、本状の全文と貴社からの回答内容は（御回答いただけなかった場合にはその旨を）、報道機関、インタ－ネット及び交通問題全般を取り扱う学術団体などへ、必要に応じて公表させていただく場合がございますことをご留意を、あらかじめ御承知おき願います。以上